コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

ORIX Corporation
最終更新日：2016年1月5日
オリックス株式会社
代表執行役 井上　亮
問合せ先：経営企画部 03－3435－3121
証券コード：8591
http://www.orix.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

オリックスグループは、経営の基本方針に沿った事業活動を適切に実行し、経営の公正性を確保するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の重要事項の一つと考え、健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。
当社のコーポレート・ガバナンス体制の特徴は、下記の4点です。
・指名委員会等設置会社制度を採用（執行と監督の分離）
・指名・監査・報酬の三委員会をすべて非業務執行取締役で構成、監査委員会はすべて社外取締役で構成
・すべての社外取締役が当社の「独立性を有する取締役の要件」を充足
・すべての社外取締役が各分野において高い専門性を有している

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7】
当社では、取締役会規則において、取締役および執行役が当社と一定の取引を行う場合には、事前に担当部門に報告の上、取締役会において承認を得ることを定め周知、徹底しております。また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、その内容について取締役会で報告することとしており、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築しています。

【原則3-1】
(1) 当社では「経営の基本方針」「目標とする経営指標」を制定し、公表しております。詳細は「有価証券報告書」に記載しております。（「有価証券報告書」は当社ホームページに掲載しております。http://www.orix.co.jp/grp/ir/library/securities_report/）

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、「1-1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針、およびそれらの個人別の報酬等の内容を決定します。報酬委員会が取締役および執行役の報酬を決定するにあたっての方針につきましては、「2-1.【取締役・執行役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の(2)取締役および執行役の報酬の決定に関する方針をご参照ください。

(4) 指名委員会が取締役候補者の決定、ならびに執行役の選任の審議を行うにあたっての方針と手続きにつきましては、「2-2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」の(3)三委員会に関わる事項1)指名委員会をご参照ください。

(5) 取締役候補者の選任理由につきましては、「第52回定時株主総会招集ご通知」の参考書類（決議事項）に記載しております。（「第52回定時株主総会招集ご通知」は当社ホームページに掲載しております。http://www.orix.co.jp/grp/ir/library/shareholder_meeting/）
なお、社外取締役の選任理由については、「2-1.【取締役関係】会社との関係（2）」もご参照ください。
また、執行役の選任につきましては、個々の業務経験や知識を踏まえ、上記（4）に記載の方針に照らして判断しております。（個々の執行役の略歴につきましては、当社ホームページに掲載しております。http://www.orix.co.jp/grp/company/officer/）

【原則4-1-1】
取締役会から経営陣に対する委任の範囲については、「2-2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」の(2)取締役会に関わる事項をご参照ください。

【原則4-8】
独立社外取締役の有効な活用についての取組み方針につきましては、「2-1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」の(2)独立社外取締役の有効な活用に関する取組み方針を参照ください。

【原則4-9】
当社の「独立性を有する取締役の要件」につきましては、「2-1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」の(1)独立役員の状況をご参照ください。

【原則4-11-1】
取締役会の構成・規模に関する考え方につきましては、「2-2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」の(2)取締役会に関わる事項をご参照ください。

【原則4-11-2】
取締役の兼任状況につきましては、当社ホームページに掲載の取締役の略歴の中に記載しております。
（ http://www.orix.co.jp/grp/company/officer/）また、社外取締役の重要な兼職につきましては、「2-1.【取締役関係】会社との関係（2）」をご参照ください。

【原則4-11-3】

取締役会の実効性については、代表執行役が適宜取締役に個別にヒアリングを実施し、取締役会の運営、議事内容などについて分析・評価を行っています。評価結果を受けて、取締役会 議長と取締役会事務局が中心となり、取締役会の運営、議事内容について改善活動を実施しています。
＜ 取締役会の実効性の評価結果の概要＞
・各取締役はそれぞれの知識や経験等を生かし、取締役会および各委員会において効果的な発言、質の高い議論を行うことで、経営の監督に十分な責任を果たしていると評価できます。
・2010年度以降、独立社外取締役6名を継続的に迎えることで、取締役会の多様性を維持すると共に、効果的かつ適切な経営監督機能を確保していると評価できます。
・各取締役が中長期的な観点で経営の監督を行うことができるよう、取締役会には本質的な議論に資する議事を上程していくことが求められます。
・取締役会において指摘、質問、提案された内容については、次回以降の取締役会にて議論できるよう、資料を整備しており、十分な議論がなされていると評価できます。

【原則4-14-2】
取締役・執行役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関も活用しています。社外取締役を招聘する際には、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、CFOから個別に説明の機会を設けるなどのオリエンテーションを行っています。

【原則5-1】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みについては、「3-2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	94,387,700	7.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	73,667,500	5.56
JP MORGAN CHASE BANK 380055	73,094,590	5.52
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	37,097,700	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	36,125,200	2.72
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	30,583,185	2.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	30,162,792	2.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	22,760,856	1.71
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	22,350,300	1.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	19,816,230	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　3月

業種　その他金融業

直前事業年度末における(連結)従業員数　1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高　1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数　300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社のうち、上場子会社は株式会社大京（東京証券取引所市場第１部）、株式会社ユビテック（JASDAQスタンダード）および株式会社アーク（東京証券取引所市場第１部）の３社です。当社は、当該上場会社に関しては、独立性を尊重し、その独創的な発想を生かし企業活動の増大に期待するとともに、グループの企業理念および経営方針などの共有を進め、当該上場子会社の内部体制の充実を図っています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻山 栄子	学者											
ロバート・フェルドマン	他の会社の出身者											
新浪 剛史	他の会社の出身者											
薄井 信明	その他											
安田 隆二	学者											
竹中　平蔵	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
辻山 栄子		○	○	○	同氏は、当社の指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」（後記【独立役員関係】をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員に指定し、届け出ています。 （兼任状況） 早稲田大学商学学術院教授 三菱商事株式会社監査役（社外） 株式会社ローソン監査役（社外）	同氏は、現在早稲田大学商学学術院教授を務めるとともに、財務会計に関する国内外の政府、機関の審議委員を歴任し、会計の専門家としての深い知見を有しています。現在は、監査委員会の議長として、内部監査部門から定期的な報告を受けるとともに、当社の内部統制システムの実効性についての審議を主導的に行うなど、積極的な意見、提言等を行っています。当社の社外取締役は2010年6月より務めています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を活かし、独立した客観的な立場から、引

					株式会社NTTドコモ監査役（社外） 株式会社資生堂監査役（社外）	き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しています。
ロバート・フェルドマン	○	○		○	同氏は、当社の指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」（後記【独立役員関係】をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員に指定し、届け出ています。 （兼任状況） モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社マネージング・ディレクター チーフエコノミスト	同氏は、現在モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社マネージング・ディレクター チーフエコノミストを務め、エコノミストとして企業経営を取り巻く国内外の環境、事象についての深い知見を有しています。現在は、報酬委員会の議長として、中長期的なインセンティブ機能を高めるための役員報酬体系ならびに報酬水準の審議を主導的に行うなど、これまでの幅広い経験と知見に基づくグローバルな視点から、積極的な意見、提言等を行っています。当社の社外取締役は2010年６月より務めています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を活かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しています。
新浪 剛史	○	○		○	同氏は、当社の指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」（後記【独立役員関係】をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員に指定し、届け出ています。 （兼任状況） サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社ACCESS取締役（社外）	同氏は、現在サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長を務め、企業経営における幅広い経験と知見を有しています。取締役会、指名委員会および報酬委員会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、これまでの幅広い経験と知見に基づく経営判断力を生かし、積極的な意見、提言等を行っています。当社の社外取締役は2010年６月より務めています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を活かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しています。
薄井 信明	○		○	○	同氏は、当社の指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」（後記【独立役員関係】をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員に指定し、届け出ています。 （兼任状況） コナミ株式会社（社外）	同氏は、大蔵事務次官、国民生活金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）総裁等を歴任し、金融・税務の専門家としての豊富な経験と深い知見を有しています。取締役会、指名委員会および監査委員会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、これまでの金融、税務に関する幅広い経験と知見に基づき、積極的な意見、提言等を行っています。当社の社外取締役は2012年６月より務めています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を活かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しています。
安田 隆二	○	○	○	○	同氏は、当社の指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」（後記【独立役員関係】をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員に指定し、届け出ています。 （兼任状況） 株式会社大和証券グループ本社取締役（社外） 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ取締役（社外） 株式会社ヤクルト本社取締役（社外）	同氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニー ディレクター、A. T. カーニー アジア総代表等を歴任し、現在は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授を務めています。これまでの幅広い経験を通じて企業戦略に関する専門的な知見を有しています。当社の社外取締役は2013年６月より務めています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を活かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しています。
竹中　平蔵	○		○	○	同氏は、当社の指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」（後記【独立役員関係】をご参照ください。）を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員に指定し、届け出ています。 （兼任状況） 慶應義塾大学総合政策学部教授 株式会社パソナグループ取締役会長 慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所所長 アカデミーヒルズ理事長	同氏は、現在慶應義塾大学教授を務めるとともに、経済財政政策担当大臣、金融担当大臣、郵政民営化担当大臣、総務大臣を歴任するなど、企業経営を取り巻く国内外の環境、事象や金融政策に関する深い知見を有しています。当社の社外取締役は2015年６月より務めています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断しています。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	6	0	1	5	社外取締役
報酬委員会	5	0	1	4	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新　20名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
井上　亮	あり	あり	×	×	なし
小島　一雄	あり	あり	×	×	なし
馬着　民雄	あり	あり	×	×	なし
錦織　雄一	なし	あり	×	×	なし
西名　弘明	なし	なし	×	×	なし
縣　信太郎	なし	なし	×	×	なし
伏谷　清	なし	なし	×	×	なし
加藤　高雄	なし	なし	×	×	なし
下浦　一孝	なし	なし	×	×	なし
西谷　秀人	なし	なし	×	×	なし
松本　哲男	なし	なし	×	×	なし
片平　聡	なし	なし	×	×	なし
入江　修二	なし	なし	×	×	なし
益子　哲郎	なし	なし	×	×	なし
松崎　悟	なし	なし	×	×	なし
西尾　裕	なし	なし	×	×	なし
河野　雅章	なし	なし	×	×	なし
小原　真一	なし	なし	×	×	なし
村上　修一	なし	なし	×	×	なし
山口　治和	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無　あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局（計3名）を置き、監査委員会の運営全般を補佐する他、委嘱を受けて監査委員会の職務の執行を補助します。なお、監査委員会事務局のスタッフについての任命、評価、異動、懲戒は、監査委員会の同意を得てこれを行います。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)監査委員会と会計監査人との相互の連携
監査委員会は会計監査と以下の連携をとっています。
・会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、計画書を受け取ります。
・四半期・年度末決算に対する会計監査人の監査意見および提言事項を聴取・検討します。
・会計監査人が実施する会計監査および内部統制監査に関する情報のうち重要なものについての情報を受け、議論します。
・監査上の重要事項について必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
・会計監査人に対する監査報酬について経理部門の責任者から説明を受け、同意します。
・会計監査人および同一のネットワークに属している国内外のメンバーファームが当社および連結子会社に対して提供する業務の内容および報酬について、米国企業改革法に基づき審議します。

⑵監査委員会と監査部門との相互の連携
・監査委員会は、監査部門の年度監査計画を確認し承認します。
・監査委員会は、オリックスグループ各社の監査部門の監査の結果やその指摘事項の改善状況等の報告を受け、業務執行上の問題点の確認を行います。
・監査委員会は、監査部門による財務報告に関わる内部統制評価の状況や評価結果の報告を受け議論します。
・監査部門は、監査委員会と常に連携し、監査委員会からの調査要請があれば、これに全面的に協力します。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

⑴独立役員の状況
現在在任中のすべての社外取締役は、当社の指名委員会において定めた「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。また、当社は、これらの社外取締役全員を、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員に指定しています。
社外取締役が執行役等（業務執行取締役を含む。）を務める会社は、当社の主要な取引先ではなく、また、当社は、これらの者への高額な寄付等の重要な利害関係はありません。なお、「主要な取引先」、「高額な寄付」と見なす金額基準については、下記の「独立性を有する取締役の要件」に定めています。

＜独立性を有する取締役の要件＞
1）現在および過去１年間において、オリックスグループの主要な取引先*または主要な取引先の執行役等もしくは使用人に該当しないこと。
*「主要な取引先」とは、直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれかの事業年度において、その者とオリックスグループとの取引額が、オリックスグループまたはその者のいずれかの連結総売上高（オリックスグループの場合は連結営業収益）の2%または100万米ドルに相当する金額のいずれか大きい額以上である者をいう。
2）直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスグループから、取締役としての報酬以外に高額（年間10百万円以上）の報酬を直接受け取っている者でないこと。また、現在および過去１年間において、コンサルタント、会計専門家、法律専門家として所属する法人等がオリックスグループから、高額（連結営業収益（または連結総売上高）の2%または100万米ドルに相当する金額のいずれか大きい額以上）の報酬を受け取っていないこと。
3）現在、オリックスの大株主（発行済株式総数の10%以上を保有する株主）、またはその利益を代表する者でないこと。
4）直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスとの間で、取締役の相互兼任*の関係がある会社の執行役等に該当しないこと。
*「取締役の相互兼任」とは、本人が執行役等として所属する会社において、オリックスまたは子会社の執行役等が当該会社の取締役に就任している場合において、本人がオリックスの社外取締役に就任する場合を指す。
5）オリックスグループから高額（過去3事業年度の平均で年間10百万円以上）の寄付または助成を受けている組織（公益社団法人、公益財団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。）に該当しないこと。
6）直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスグループの会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員であって、オリックスグループの監査業務を実際に担当（ただし補助的関与は除く。）していた者に該当しないこと。
7）その親族*に、以下に該当する者がいないこと。
・過去3年間においてオリックスグループの執行役等または執行役員等の重要な使用人であった者。
・上記1）から3）、5）および6）の各要件に該当する者。ただし、1）については、使用人の場合には執行役員である者に限り、2）の第二文については、当該法人等の社員またはパートナーである者に限り、6）については執行役等またはオリックスグループの監査を直接担当する使用人に限る。
*「親族」とは、配偶者、二親等以内の血族・姻族、またはそれ以外の親族で当該取締役と同居している者をいう。
8）その他、取締役としての職務を執行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項または判断に影響を及ぼすおそれのあるような利害関係がないこと。

⑵独立社外取締役の有効な活用に関する取組み方針
当社は、取締役会に一定数以上の独立した社外取締役を招聘し、取締役会ならびに三委員会を運営することが、業務執行の監督機能の有効性を高めるために必要だと考えています。また、様々な事業を国内外で展開している当社においては、多様な知識と経験を備えた社外取締役を招聘することは、取締役会ならびに三委員会の議論の多角化、活性化にも繋がると考えています。

⑶社外取締役の主な活動状況（2015年３月期開催の取締役会および監査委員会の出席の状況ならびに発言の状況）
・辻山栄子氏は、2015年３月期に開催された取締役会（全7回）および監査委員会（全7回）のいずれも全会に出席し、会計の専門家としての豊富な経験と専門知識を生かし、適宜必要な発言を行いました。また、監査委員会においては議長として、委員会の審議を主導しました。
・ロバート・フェルドマン氏は、2015年３月期に開催された取締役会（全7回）の全会に出席し、エコノミストとしての深い知見に基づき、グローバルな視点から適宜必要な発言を行いました。
・新浪剛史氏は、2015年３月期に開催された取締役会（全7回）のうち6回に出席し、企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
・薄井信明氏は、2015年３月期に開催された取締役会（全7回）および監査委員会（全7回）のいずれも全会に出席し、金融および税務の専門家としての豊富な経験と深い知見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
・安田隆二氏は、2015年３月期に開催された取締役会（全7回）および監査委員会（全7回）のいずれも全会に出席し、企業戦略の専門家としての豊富な知識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度に加え、株式報酬制度を導入しています。なお、2010年３月期以降、ストックオプション

としての新株予約権の付与はありません。株式報酬制度の内容については、「取締役および執行役の報酬の決定に関する方針」（本項【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法決定方針の開示内容）に記載しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社ならびに当社関連会社等資本関係のある会社の取締役、執行役、監査役および使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としています。なお、2010年３月期以降、ストックオプションとしての新株予約権の付与はありません。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上の執行役については、有価証券報告書にて記載しています。
2015年３月期において、報酬等の総額が１億円以上である者は、執行役井上亮、退任執行役宮内義彦および門脇克俊の３名であり、その内容は以下のとおりです。
井上　亮　：報酬等の総額139百万円（固定報酬96百万円、業績連動型報酬43百万円）
宮内義彦：報酬等の総額5,470百万円（固定報酬38百万円、業績連動型報酬9百万円、株式報酬953百万円、功労金4,469百万円）
門脇克俊：　報酬等の総額135百万円（固定報酬9百万円、業績連動型報酬1百万円、株式報酬124百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

⑴役員報酬の内容（2015年３月期）
・固定報酬として、社外取締役７名に対し93百万円、執行役29名（取締役を兼務する者を含む(※1)）に対し847百万円を支給しました。
・業績連動型報酬として、執行役29名（取締役を兼務する者を含む(※)）に対し357百万円を支給しました。
・株式報酬として、2013年３月期に退任した執行役２名に対し1,078百万円を支給しました。
・功労金（※2）として、2014年３月期に退任した執行役１名に対し、4,469百万円を支給しました。
（※1）当社は執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していないため、取締役と執行役の兼任者７名の報酬は、執行役に含めて記載しています。
（※2）功労金は執行役の在任期間中において特に功績が著しい者に対して、退任時に支給するものです。対象者および支給額は報酬委員会が定める規則に従い、報酬委員会が決定します。

⑵取締役および執行役の報酬の決定に関する方針
オリックスグループは、中長期的な株主価値の増大を経営目標としています。また、取締役および執行役の一人ひとりが確実に職務を執行するとともに、オリックスグループ全体の継続的な成長を図っていくために、チームプレーが重要であると考えています。
報酬委員会は、この経営目標を達成するために、取締役および執行役は当期の業績のみならず、中長期的な成果をも重視すべきであると考えています。したがって、取締役および執行役の報酬体系ならびに報酬水準を決定するにあたって、これらのことを勘案し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを基本方針としています。
その基本方針を踏まえた上で、取締役と執行役の役割に応じてそれぞれに下記の報酬方針を設定しています。
・取締役に対する報酬方針
取締役(執行役を兼務しない者)の報酬については、取締役の主な職務である執行役等の職務執行の監督および監視機能を維持するために有効な構成として、固定報酬および株式報酬*とします。
固定報酬は、原則一定額とし、各委員会の議長および委員には職務に対する報酬を加算します。
中長期的な成果を反映する報酬としての株式報酬は、在任期間中に一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じて当社株式を支給します。
また、取締役の報酬は第三者の報酬調査機関からの調査結果をもとに、取締役の果たすべき役割に応じた、競争力のある報酬水準を維持しています。
・執行役に対する報酬方針
執行役(取締役を兼務する者を含む。)の報酬については、執行役の主な職務である業務執行機能を維持し、業績に対する連動性を持たせた構成として、固定報酬、業績連動型報酬および株式報酬*とします。
固定報酬は、役位別の一定額を基準として、役割に応じて決定します。
当期の業績に連動する業績連動型報酬は、連結当期純利益の目標達成度を業績指標とし、役位別の基準額に対し0%から200%の範囲で変動します。
中長期的な成果を反映する報酬としての株式報酬は、在任期間中に役位別に一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じて当社株式を支給します。
また、執行役の報酬は、第三者の報酬調査機関からの調査結果をもとに、執行役に対して有効なインセンティブとして機能するよう、競争力のある報酬水準を維持しています。

＊株式報酬とは、取締役および執行役の在任中に毎年ポイントを付与し、役員を退任する時に、累積ポイントに応じて当社株式を支給するものです。付与されるポイントは報酬委員会で定められたガイドラインに沿って役位ごとに決められます。なお、報酬委員会ではこの制度により購入した株式を保有しなくてはならない期間について定めていません。取締役および執行役在任期間中において会社に損害が及ぶような重大な不適切行

為があったと判断される場合には、報酬委員会は株式報酬の支給を制限することがあります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会および各委員会には、それぞれの機関を補佐、補助する担当部門を定めています。経営企画部は、取締役会に付議、報告される事項を担当し、人事・総務本部は、指名委員会および報酬委員会に付議、報告される事項を担当し、監査委員会事務局は監査委員会の職務を補助します。補佐、補助をする担当部門の執行役やスタッフは、社外取締役が各機関の会議において内容を踏まえた活発かつ実質的な審議を行えるよう、必要に応じ事前に議事事項およびその資料を配布し、説明することとしています。
執行役および使用人は、職務執行に関し重大な法令、定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告することとしています。内部通報窓口の責任者は、その報告・相談事項について重要と判断した場合には監査委員会に報告することとしています。また、執行役および使用人は、会計、会計の内部統制、監査に関連する事項については、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に対して、通報できるものとしています。また、監査部門を管掌する執行役がオリックスグループにおける重要な会議に出席し、監査活動に必要な情報を適時的確に監査委員会に報告することで、監査委員会の情報収集をサポートします。その他、監査委員会は、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できることとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

⑴現状の体制の概要

【巻末：添付資料】参考資料「模式図」をご参照ください。

⑵取締役会に関わる事項
取締役会は、業務執行の決定のうち、法令、定款の定めるところにより執行役に委任することができない事項、および取締役会規則に定める重要な事項に係る業務執行の決定を行います。主として、資本政策、資金政策、人事戦略の基本方針を含む経営計画および内部統制システムの基本方針について承認し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしています。取締役会が決定するこれらの事項を除き、取締役会は業務執行の決定を代表執行役に委任し、意思決定と業務執行の効率化、迅速化を図っています。また、取締役会は執行役および各委員会からその職務の執行状況について報告を受けています。
2015年３月期に取締役会は合計7回開催されました。これらの取締役会における取締役の出席率は99%でした。

＜取締役会の構成、規模に関する考え方＞
取締役会は、社外取締役も含め、多様な知識や経験をもつ取締役で構成し、効果的・効率的な議論を妨げない
適切な員数を維持する方針です。

⑶三委員会に関わる事項
1）指名委員会
指名委員会の委員である取締役は、薄井信明（議長）、ロバート・フェルドマン、新浪剛史、安田隆二、高橋秀明、竹中平蔵の6名で、6名中5名が社外取締役です。2015年３月期に指名委員会は合計4回開催されました。これらの指名委員会における委員の出席率は96%でした。
指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定します。取締役の選任および解任は、株主総会決議によって行われます。また、会社法に基づく権限ではありませんが、指名委員会は執行役の選任および解任についても審議するものとしています。
なお、指名委員会では、取締役会が全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性が確保された構成となるよう、取締役候補者を決定するに際して、基準を定め、指名委員会における取締役候補者の選任を適切に行うことができるようにしています。また、執行役の選任において、指名委員会では、執行役候補者の個々の経験や知見を確認し、社内に限らず、当社の新たな事業展開や業況に応じ適切に業務執行できる人材であることを審議し、取締役会に上程しています。
（社内取締役）
・オリックスグループの業務に関し、高度の専門知識を有する者
・かつ、経営判断能力および経営執行能力に優れている者
（社外取締役）
・企業経営者として豊富な経験を有する者
・もしくは、経済、経営、法律、会計等の企業経営に関わる専門的な知識を有する者
・もしくは、広く政治、社会、文化、学術等、企業経営を取り巻く事象に深い知見を有する者

2）監査委員会
監査委員会の委員である取締役は、辻山栄子（議長）、薄井信明、安田隆二、竹中平蔵の４名で、全員が社外取締役です。このうち、辻山栄子氏は、公認会計士の資格を有し、会計学の専門家として財務および会計に関する相当程度の知見を有する者です。2015年３月期に監査委員会は合計7回開催されました。これらの指名委員会における委員の出席率は100%でした。
監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行を監査し、監査報告を作成します。また、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに再任しないことに関する議案の内容を決定します。

3）報酬委員会
報酬委員会の委員である取締役は、ロバート・フェルドマン（議長）、辻山栄子、新浪剛史、安田隆二、高橋秀明の5名で、5名中４名が社外取締役です。2015年３月期に報酬委員会は合計9回開催されました。これらの報酬委員会における委員の出席率は90%でした。
報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、およびそれらの個人別の報酬等の内容を決定します。

⑷業務執行に関わる事項
当社は、指名委員会等設置会社制度を選択し、法令により執行役に委任することができる事項の業務執行の決定については、一部事項を除き、基本的に代表執行役に委任することを取締役会で決議しており、意思決定と業務執行の効率、迅速化を図っています。
代表執行役は、各種社内規則の定めるところにより重要な業務執行の決定を、投・融資等委員会の審議を経て行います。執行役は取締役会の決定、代表執行役による業務執行の決定および各種社内規則に従って業務を執行します。なお、グループ執行役員は、取締役会の決議によりグループ会社の取締役、執行役または執行役員の中から選任されます。

業務執行に関わる重要な意思決定、モニタリングおよび議論、情報共有は、次の機関において行われています。
・投・融資等委員会：トップマネジメントおよび投融資担当の執行役が出席し、主として一定金額以上の投融資案件や経営に関わる重要事項、取締役会から執行役に委任された事項等を審議、決裁するために原則月３回開催します。決裁された案件・事項の内容、重要性等を考慮し、必要に応じて取締役会に報告しています。
・グループ執行役員会：執行役およびグループ執行役員が出席し、オリックスグループ全体の業務執行に関わる重要な情報を共有するために原則月１回開催しています。
・月例戦略会議：トップマネジメントおよび各部門の責任者が、各部門の戦略の達成状況や事業環境の変化等を議論するために、原則月１回開催

しています。重要性の高いものについては、投・融資等委員会で審議、決裁され、必要に応じて取締役会に報告されます。
・経営情報化委員会：トップマネジメントおよび情報システム担当の執行役が出席し、経営における情報化の基本方針や情報システムに関する重要事項を審議、決裁するために、原則月１回開催しています。システム投資の必要性や優先順位等をトップマネジメントレベルで判断することで、事業戦略との整合性を確保し、事業の成長やリスクの低減に寄与するシステム投資の実現に努めています。
・ディスクロージャー・コミッティ：CFOおよび経営企画部、財務本部、経理本部、リスク管理本部、法務・渉外部、グループコンプライアンス部、人事・総務本部、グループ監査部、グループ広報部等を管掌する各執行役により構成されています。各部門の責任者から報告される重要情報について、適時開示の要否その他適時適切な情報開示を実現し確保するために必要な対応を行っています。コーポレート・ガバナンスにおいて重要な役割を占める開示統制を司り、ステークホルダーへの適時適切な情報開示体制の中心的な役割を担っています。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業内容を事業環境の変化に迅速に対応させるためには、業務執行の機動性が極めて重要であると考えています。また、それぞれの専門分野における知見を有した社外取締役が、独立した立場から、適宜当社の業務執行の適法性および妥当性についての監督を行うことのできるガバナンス体制は、経営の透明性の向上につながると考えています。これらの考えから、取締役会が高い監督機能を有し、かつ三委員会が実効的なガバナンスの重要な役割を担う「指名委員会等設置会社」制度を採用しています。（下記の〔体制強化の歩み〕をご参照ください。）
さらに、取締役会の内部機関である指名・監査・報酬の三委員会では、全委員を非業務執行取締役で構成していることによって、取締役会による監督機能を完全に業務執行と切り離し、株主との利益相反を回避する体制を構築しています。また、すべての社外取締役が指名委員会において定めた客観的かつ具体的な「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。

〔体制強化の歩み〕
平成９年６月 諮問委員会を設置
平成10年６月 執行役員制度の導入
平成11年６月 社外取締役制度の導入
平成15年６月 委員会等設置会社へ移行
平成18年５月 会社法施行に伴い委員会設置会社へ移行
平成27年５月 改正会社法施行に伴い指名委員会等設置会社へ名称変更

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会（2015年６月23日）についての招集通知を法定期日より7日早く、2015年６月２日に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	もっとも集中すると予測されている日を避けて設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	三菱UFJ信託銀行（株）の行使サイトにより行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	（株）ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の発送日より当社ホームページに招集通知および英語版の招集通知の抜粋を掲載しています。
その他	株主総会終了後に遅滞無く、議決結果を当社ホームページに開示しています。また、各議案の議決権の賛否状況を臨時報告書にて、「賛成」「反対」「棄権」別議決権数とともに開示します。 （ご参照：http://www.orix.co.jp/grp/ir/）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRイベントに参加しているほか、国内各地で個人投資家向け説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、四半期に1回開催しています。この他定期的に投資家ミーティングを開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、四半期毎に1回、開催しています。この他定期的に海外にて投資家ミーティングを開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに年次報告書、決算短信、株主通信等のIR資料を掲載しています。 （ご参照：http://www.orix.co.jp/grp/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	
その他	＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞ CEOが株主との対話全般について統括を行い、CFOならびに経営企画部が株主との対話を担当しています。インサイダー情報の管理を含めた適時適切な情報発信については、CFOおよび経営企画部、財務本部、経理本部、リスク管理本部、法務・渉外部、グループコンプライアンス部、人事・総務本部、グループ監査部、グループ広報部等を担当する執行役によるディスクロージャー・コミッティで必要な対応を行っています。また、四半期の決算発表ごとに日本語、英語の両方で決算説明会を実施するなど、個別の面談以外にも対話の手段の充実を図っています。対話において寄せられた株主からの意見・懸念については、CFOから定期的に取締役会に報告し、社外取締役も含め活発に議論を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	オリックスグループの企業行動憲章ともいうべき「EC21」の中で、ステークホルダー（株主、お客様、従業員、社会など）への考え方を規定しています。 （ご参照：http://www.orix.co.jp/grp/company/philosophy/）

環境保全活動、CSR活動等の実施	オリックスグループは環境活動の責任者をグループCFOとし、事業とより関連性を持たせた活動を推進するための体制をとっています。オリックスグループの環境方針および環境への取組みについては、当社ホームページをご覧ください。 （ご参照： http://www.orix.co.jp/grp/sustainability/）
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社では、社員それぞれの能力、専門性を最大限に活かせる職場づくりを目指しており、社員の4割を占める女性の活性化が重要なテーマと考えています。育児と仕事の両立が可能となる人事制度の充実、中長期的なキャリア形成を考える研修の実施やメンタリング・プログラムの実施、育児や介護を行いながらキャリアを継続できる職種転換制度の導入、産休・育休中社員向け懇親会の開催などを行っています。 当社の取締役13名のうち1名、執行役・グループ執行役員23名のうち1名が女性です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令遵守やリスク管理、財務報告の信頼性の確保などのオリックスグループの業務の適正の確保の観点から、以下のとおり内部統制システムを構築・運用しています。さらに事業環境の変化や事業の拡大、多様化にあわせて、内部統制システムの継続的な改善と向上に積極的に取り組んでいます。

当社は、会社法第416条および会社法施行規則第112条に基づき、「監査委員会の職務の執行のために必要な事項について」および「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備について」を、平成27年5月20日開催の取締役会においてあらためて決議しています。概要は以下のとおりです。

＜監査委員会の職務の執行のために必要な事項について＞

1)オリックスグループの役員および使用人が監査委員会に報告する体制
・オリックスグループの役員および使用人は、各社において発生した職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告します。
・オリックスグループの役員および使用人は、各社において法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った場合、またはそれらの行為が行われているのではないかとの疑問を抱くに至った場合、当社または社外に設置された内部通報窓口に対し、その根拠と共に、報告・相談を行うものとし、当社の内部通報窓口責任者は、その報告・相談事項について重要と判断した場合には、その内容を当社の監査委員会に報告します。また、オリックスグループの役員および使用人は、会計、会計の内部統制および監査に関連する事項については、監査委員会または監査委員会において選定された監査委員（職務執行の報告徴収および業務財産の状況調査を担当する監査委員。以下、「選定監査委員」という）に対して、通報できます。
・オリックスグループの役員および使用人は、当社の選定監査委員から求められた事項を定期的または適時に当社の監査委員会に報告します。

2)前記1)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
オリックスグループは、内部通報窓口または監査委員会に報告・相談がなされたことを理由として、当該報告・相談を行った役員または使用人に対して不利益な取扱いをしてはならないことをオリックスグループの社内規程に規定します。
また、社内規程に違反して不利益な取扱いを行った者は社内規程に基づき処分の対象とする旨もあわせて規定し、報告・相談者が不利益な取扱いを受けない体制を構築します。

3)監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・選定監査委員から委嘱をうけた監査部門を管掌する執行役がオリックスグループにおける重要な会議に出席し、監査活動に必要な情報を適時的確に監査委員会に報告することで、監査委員会の情報収集をサポートします。
・当社の監査部門は、内部監査の実施に際しては、当社における年度監査計画を策定し、その監査計画は監査委員会の承認を得ます。
・当社の監査部門は、オリックスグループ各社の内部監査の監査結果を、監査結果報告書により監査委員会に報告します。また、監査により改善すべき事項とされた事項につき必要な措置を講ずるものとし、フォローアップ監査を行う等してその後の改善措置状況を監査委員会にも報告します。
・当社の監査部門は、監査委員会と常に連携し、監査委員からの調査要請があれば、これに全面的に協力します。

4)監査委員会の職務の執行を補助すべき取締役および使用人に関する事項
・監査委員会の職務を補助する組織として、監査委員会事務局を置きます。
・監査委員会は、その職務の執行に必要な場合は、監査委員会事務局に監査委員会の職務の執行の補助を委嘱します。

5)前記4)の取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会事務局のスタッフについての任命、評価、異動および懲戒は、監査委員会の同意を得てこれを行います。

6)監査委員会による前記4)の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
執行役は、監査委員会事務局のスタッフが監査委員会から指示を受けて行う業務について、自ら協力し、かつ協力を指示します。

7)監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
・当社は、監査委員会の職務の執行に関する費用または債務を負担します。
・監査委員会は、その職務を執行するために必要な外部の専門家を利用できます。

＜執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備について＞

1)当社の執行役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社では、指名委員会等設置会社制度を選択し、取締役会の決議により法令によって認められた範囲でその業務執行の決定を代表執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図ります。
・オリックスグループでは、各社においてその規模や業態等に応じた職務権限を定め、効率的に業務遂行を行います。
・オリックスグループでは、一定金額以上の投融資案件や経営に関わる重要事項、および取締役会から代表執行役に委任された事項等については、原則月3回開催される投・融資等委員会（当社のCEO、CFO等のトップマネジメント（以下、「トップマネジメント」という）および投融資担当の執行役が出席）に付議され、その他の事項については、その重要度に応じて決裁者を定めます。
・オリックスグループでは、経営における情報化の基本方針や情報システムに関する重要事項については、原則月1回開催される経営情報化委員会（当社のトップマネジメントおよび情報システム担当の執行役が出席）に付議します。
・オリックスグループでは、事業部門毎に戦略を定め、当初定めた経営計画がその計画どおり進行しているかを当社のトップマネジメントがモニタリングするため、各事業部門毎に、原則月1回、月例戦略会議を開催し、当該部門の戦略の達成状況や事業環境の変化等を議論し、必要な戦略変更を機能的に行える体制をとります。
・オリックスグループでは、毎月1回、グループ執行役員会を開催し、当社の執行役とグループ執行役員（取締役会の決議によりグループ会社の取締役または執行役員のなかから選任）がオリックスグループの業務執行に関わる重要な情報を共有することにより、オリックスグループ全体の業務の効率化を図ります。
・オリックスグループの事業・財務等に影響を与える重要情報が発生した場合の適切な情報伝達と管理、およびオリックスグループに適用のある法令・規程等に基づく適時適切な情報開示を実現し確保するための体制として、ディスクロージャー・コミッティを設置します。

2)オリックスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　オリックスグループでは、事業環境の変化や事業拡大に伴い変化、多様化するリスクを的確に把握し、リスクの種類、オリックスグループの経営への影響度に応じた適切な管理を行うことができるリスク管理体制を構築します。

3)当社の執行役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
　執行役の職務の執行にかかる議事録または社内承認申請にかかる文書その他の情報につき、別途定める規程等に基づいて、情報を分類したうえで情報の管理方法、保存期間および廃棄に関する事項を定め、情報の有効活用と秘密保持を図る体制の整備を進めます。

4)オリックスグループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・オリックスグループに共通するグループとしての企業理念、経営方針および行動指針等を定め、遵守します。
・コンプライアンスにかかる規程を制定し、オリックスグループの役員および使用人が法令、社内規程および社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図ります。そのなかのオリックス企業行動規範においては、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を永遠に排除することを宣言します。
・オリックスグループでは、内部通報窓口を設置し、法令違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等の相談・報告を受け、これらを早期に発見し、不祥事を未然に防ぐとともに、必要な改善を図り、オリックスグループの健全性を高めます。
・当社に監査部門を設置し、オリックスグループにおける経営上の内部統制の有効性、業務の効率性および有効性、法令遵守等についてリスクアプローチによる内部監査を行います。監査部門は、グループ会社の監査役と連携して重要リスクを共同でモニタリングを行います。
・オリックスグループにおける財務報告の信頼性を確保するため、別途定める規程等に基づき、財務報告にかかる内部統制が有効に機能する体制の整備を進めます。
・海外展開の拡大を踏まえ、グローバル視点で内部管理体制を更に強化します。
・当社の審査部門、コンプライアンス部門、経理部門、業務改革部門等の内部統制部門は、オリックスグループにおける職務執行が法令または定款に適合するよう体制整備、モニタリングおよび支援等を行います。
・当社に審査部門を設置し、与信・投資取組の審査・モニタリング等を行うことにより、取組みや商品の適合性のチェックを行います。
・当社にコンプライアンス部門を設置し、業務が法令に適合しているかのチェック、研修等を通じたコンプライアンスの啓発および実践状況のモニタリング等を実施することにより、コンプライアンス体制の整備を図ります。
・当社に経理部門を設置し、連結決算およびグループ会社の個社決算を統括し、決算業務の遵法性・正確性の確保およびグループ会社の個社決算のモニタリング・監督を行います。
・当社に業務改革部門を設置し、情報の適正な取得・利用・管理の体制を整備します。

5)子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
　オリックスグループを構成するグループ会社の運営・管理その他の事項については、当社が定める規程、当社と子会社との間で締結する経営管理契約または役員等の派遣を通じて、子会社に対し、子会社における重要な業務執行にかかる事項の当社への報告に関する体制を整備させるとともに、当社は子会社に対し必要に応じて指導・助言を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
オリックスグループは、反社会的勢力からの関与を断固として拒絶し、これらの活動を助長するような行為は一切行わず、これらの勢力に対しては、会社をあげて毅然とした姿勢で対決することを基本方針として、以下のとおり対応します。
・反社会的勢力には、組織全体として対応し、反社会的勢力から従業員の安全を確保する。
・反社会的勢力による被害を防止するため、警察・特防連・暴追センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
・反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力による不当要求は、これを拒絶する。
・反社会的勢力による不当要求に対しては、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行う。
・反社会的勢力との間の裏取引、および反社会的勢力に対する資金提供を行わない。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
1)倫理規定、行動規範・社内規則等の整備状況
オリックスグループでは、企業行動規範、役職員行動実践において反社会的勢力との関与を排除することを明記し、オリックスグループのホームページで公開しています。社内規則としては、反社会勢力による被害防止に関する細則を制定し、その基本方針についてオリックスグループのホームページで公表しています。

2)社内体制の整備状況
・対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
反社会的勢力による不当要求に対する対応統括部署はグループ総務部とし、グループ総務部長を不当要求防止責任者としています。
また、社内およびグループの関連各部署と協力しながら、対応しております。
・外部の専門機関との連携状況
平素から警察などの外部の専門機関と緊密な連携関係の構築に努め、また、警視庁の外郭団体に入会、参加することで地区の警察署から情報収集を行っております。法的な対応等につきましては、顧問弁護士事務所との密な連携をはかっております。
・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
オリックスグループの役職員は、業務上、反社会的勢力の関与が判明した時点で、「危機・クレーム等対応基本規則」に従い、危機クレーム等受付事務局へ報告をすることを義務付けられています。
反社会的勢力により不当要求がなされた場合は、危機情報として、担当部門に報告するとともにリスク低減に向けた速やかな行動をとることを定めた体制を構築しています。
・対応マニュアルの整備状況
オリックスグループの役職員に対しては、反社会的勢力との関係を遮断するための平時の対応および反社会的勢力の関与が判明した有事の対応を明記した「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点では、買収防衛策は導入しておりません。
なお、本事項については、法令変更や環境変化を踏まえ、今後とも慎重に検討を進め、必要があれば対処いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【巻末：添付資料】コーポレートガバナンス体制の模式図（2016年1月1日現在）

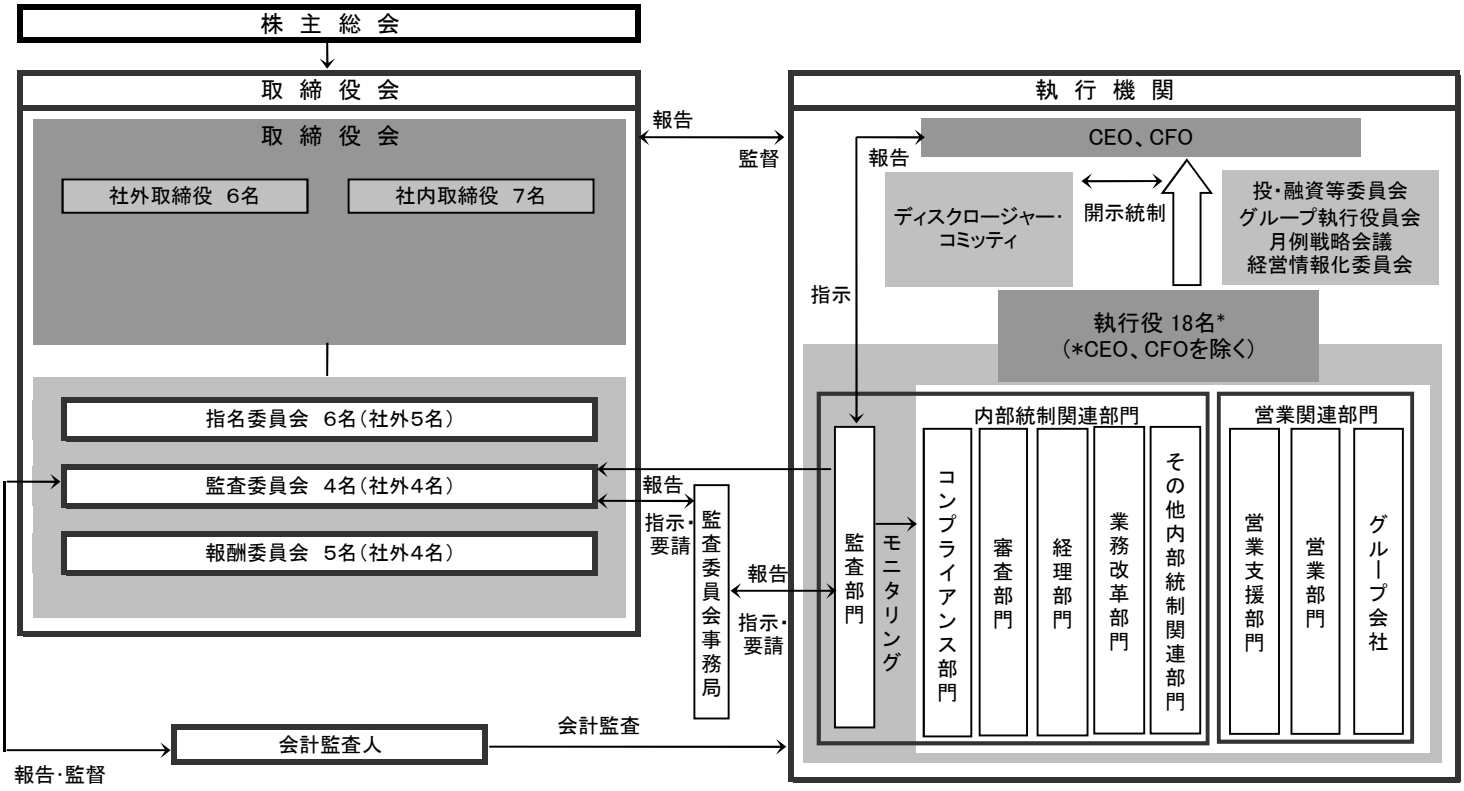
株 主 総 会
取 締 役 会
取 締 役 会
社外取締役 6名
社内取締役 7名
指名委員会 6名（社外5名）
監査委員会 4名（社外4名）
報酬委員会 5名（社外4名）
報告
監督
報告
指示・要請
監査委員会事務局
報告
指示・要請
会計監査人
会計監査
報告・監督
執 行 機 関
CEO、CFO
報告
ディスクロージャー・コミッティ
開示統制
投・融資等委員会
グループ執行役員会
月例戦略会議
経営情報化委員会
指示
執行役 18名*
（*CEO、CFOを除く）
監査部門
モニタリング
内部統制関連部門
コンプライアンス部門
審査部門
経理部門
業務改革部門
その他内部統制関連部門
営業関連部門
営業支援部門
営業部門
グループ会社